

## 随意契約理由書

本工事場所は、関西空港施設内の部外者の立ち入りを厳しく制限されている区域を含むため、関西エアポート株式会社から施工は空港施設関連会社である関西エアポートテクニカルサービス株式会社が行うこととし、円滑な空港運営への協力を依頼されているものである。

このことから、本工事を同社以外の者が行うことは、空港のセキュリティ一保持のうえでも不可能であるため、同社に施工させることとし、見積書を徴したところ価格も適正と思われるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により、比較見積を省略するものである。